

会員入退会及び種類変更等の手続規則

制定 平成 08 年 03 月 01 日 改正 平成 24 年 03 月 13 日 改正 平成 24 年 09 月 07 日

1. 適用範囲 この規則は、本会の定款第 6 条及び第 8 条及び会員規則に基づき、本会への会員の入退会及び会員の種類変更手続に関して規定する。
2. 入会、会員種類及び個人会員の名の変更及び登録手続 入会、会員種類の変更及び登録手続は、次による。
 - 2.1 入会手續 入会手續は、次による。
 - 2.1.1 本会の会員になろうとする者（以下、入会希望者という）は、理事会が定める入会申込書を提出しなければならない。
 - 2.1.2 入会申込書の受付け窓口は総務部とし、総務部長はこの入会申込書の記載内容などを調査・確認のうえ、毎月末日付で理事会用資料を作成し、会員担当理事（以下、理事という）はこれを決裁し理事会に提出する。
 - 2.1.3 理事会は、入会申込書に対して入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
 - 2.1.4 前項の規定にかかわらず、理事会資料作成日の翌日から 1 か月以上理事会が開催されない場合は、2.1.2 項 の資料に基づき総務部長の発議、理事の決裁によって入会を仮承認し、入会希望者に通知する。理事は、直近の理事会にその旨を報告し承認を得るものとする。なお、入会希望者として理事が疑義のある者と認めた場合には、この仮承認は保留し、理事会で決定するものとする。
 - 2.2 会員種類の変更、団体会員の登録者名及び正会員（個人）の変更手續、会員種類、団体会員の登録者及び正会員（個人）の変更手續は、次による。
 - 2.2.1 会員がその種類を変更する場合は、当該会員は、理事会が定める会員種類変更申込書を提出しなければならない。なお、団体会員の種類変更による部門登録及び部門委員会委員の変更は、部門規則による。
 - 2.2.2 会員種類変更申込書の受付け窓口は総務部とし、総務部長はこの申込書の記載内容などを確認のうえ、毎月末日付で理事会用資料を作成し、これを決裁し、理事会に提出する。
 - 2.2.3 理事会は、この資料に基づいて、変更を承認するものとする。
 - 2.2.4 前項の規定にかかわらず、理事会資料作成日の翌日から 1 か月以上理事会が開催されない場合は、2.2.2 項 の資料に基づき総務部長の発議、理事の決裁によって変更を仮承認し、会員種類変更申込者に通知する。理事は、直近の理事会にその旨を報告し承認を得るものとする。
 - 2.2.5 団体会員が登録者を変更する場合は、理事会が定める登録者名変更届出書を提出しなければならない。
 - 2.2.6 正会員（個人）の変更 正会員（個人）の変更は、特別の理由を除き認めない。
 - 2.3 登録手續 登録手續は、次による。
 - 2.3.1 入会の承認（仮承認を含む）の通知を受けた入会希望者は、定款第 7 条により入会金及び会費を納入しなければならない。協本会は入会金及び会費の納入を確認したのち、入会希望者を会員として登録する。
 - 2.3.2 会員が、その種類を変更する場合は、申込書に基づき、登録変更を行う。この場合は、入会金を免除する。
 - 2.3.3 団体会員が登録者名を変更する場合は、その届出書に基づき、登録変更を行う。この場合の手数料は免除する。
3. 会員証の交付 会員には、会員証を交付する。
4. 退会、除名及び会員資格の喪失手続き 退会、除名及び会員資格の喪失手続きは、次による。
 - 4.1 退会 会員は、理事会が定める退会届けに理由を付して提出し、任意に退会することができる。
 - 4.1.1 当該退会届けの受付け窓口は総務部とし、総務部長はこの退会届けの記載内容を確認し退会手続をとる。
 - 4.2 除名 会員が定款第 9 条の各号の一に該当する場合は、社員総会の決議により除名する。
 - 4.2.1 会員が定款の除名条件の一に該当するときは、総務部長の発議、理事の決裁により総務部長は仮の退会手続をとる。この仮の退会手続きは、通常の退会手続と同等の効力をを持つものとする。なお、定款の除名条件においては、原則として本人に弁明の機会を与え、その弁明を理事が聴取するものとする。本人の都合で弁明の機会が得られない場合は、その機会が得られない理由を明らかにして、本人の意思で弁明を行わなかったものとして取扱う。

- 4.3 会員資格の喪失 退会、除名及び定款 10 条の各号の一に該当する場合は、会員資格を喪失する。
 - 4.3.1 会員が 4.3 項に該当した場合には、総務部長がこれを確認し、退会手続をとる。
- 4.4 総務部長は、上記の 4.1 項、4.2 項及び 4.3 項の条件に該当した者をまとめ、毎月末日付けで理事会用資料を作成し、理事が決裁し理事会に提出する。
- 4.5 理事会は、この資料に基づいて、4.1 項、4.2 項 及び 4.3 項 に該当する退会手続を承認するものとする。
なお、4.2 項による退会手続は、理事会の議決を経て、総会に付議しなければならない。総会の議決が得られるまでの期間は、通常の退会手続を行ったものとして取扱う。
- 4.6 4.5 項 の規定にかかわらず、理事会資料作成日の翌日から 1 か月以上理事会が開催されない場合は、4.4 項 の資料に基づき総務部長の発議、理事の決裁によって脱退を仮承認する。理事は、直近の理事会にその旨を報告し承認を得るものとする。

5. 休会 休会手続きは、次による。

- 5.1 会員は、休会届出書等に、休会理由を付して提出し、理事会での承認をもって休会することができる。
- 5.2 休会の期間は、原則として 1 年間とする。ただし、事情によってはこの限りではない。
- 5.3 休会期間中は年会費の納入を免除し、機関誌の配付、選挙権の行使等、会員資格を停止する。
- 5.4 休会期間中は、在会年数に加算しない。

6. 入退会者名及び会員種類変更者名の機関誌への掲載手続 入退会者名及び会員種類変更者名の機関誌への掲載手続は、次による。

- 6.1 入会者名は、仮承認の時点で機関誌への掲載手続をとる。
- 6.2 会員種類変更者名は、変更前及び変更後の会員種類を示し、機関誌への掲載手続をとる。
- 6.3 退会者名は、掲載しない。ただし、死亡による退会者に関しては物故者とし退会届け書を受けた時点で掲載手続をとる。

7. 名誉会員に推薦された者に関する取扱 入会希望者のうち名誉会員に推薦された者に関しては、2.1 項及び 2.2 項 の手続きを要しないが、本人の承諾を確認して、毎月末日付けで作成する理事会資料には含めるものとする。また、当該会員が、4.1 項から 4.3 項 の一に該当した場合には、一般の会員と同じ脱退手続をとるものとする。

8. 再入会手続 一度脱退した者が、再度入会を希望した場合は、次の条件で取り扱うものとする。

- 8.1 理由を付して脱退届けを提出し受理された者は、再入会手続きをとることができる。
- 8.2 被後見人又は被保佐人の宣告が解除された者は、再入会手続きをとることができる。
- 8.3 定款の除名条件によって除名された者は、特別の理由がある場合を除いて認めない。

9. 規則の改廃 この規則の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則 この規則は、平成 24 年 9 月 7 日から施行する。